



医学・看護学教育通信

第 16 号

発行 2008.12.22

Medical and Nursing Education News

活発な活動を続ける、学生の勉強会サークル

スキルスラボは、平成 18 年 3 月に電子錠と監視カメラを設置し、利用可能時間を大幅に延長しました。毎年、利用延べ人数が 4000 人を上回り、学生の演習や実習による利用に加え、『蘇生の会』や『BLS 勉強会』『Saga Med Ns First Aid』など学生独自の勉強会サークルによる利用が拡大しています。今回は、看護学科が中心となって活動している、『Saga Med Ns First Aid』（代表 看護学科 4 年 南嶋里佳）を紹介します。

去る 12 月 3~4 日に『Saga Med Ns First Aid』ワークショップがスキルスラボにおいて開催されました。参加者は、メンバー 8 名と受講生 7 名（4 年生 5 名・2 年生 2 名）、合計 15 名。BLS（Basic Life Support；一次救命処置）や外傷時の止血方法、骨折時の患部固定、熱傷・熱中症、脳卒中発症時の搬送法や体位管理などについて、メンバーが各々担当を受け持ち、意見交換をしながら技術や知識の向上を目的とし、上級生が下級生に指導するなど、共に学びながら活発に活動しています。今後もこのような学生の自主的な学習活動を支援していきたいと思ひます。（藤田君支 大坪芳美）



大麻等（違法薬物）に関する注意喚起

最近、大学生等が大麻等（違法薬物）を所持するなど大麻取締法違反等により逮捕される事件が相次いで発生し、大学生への大麻汚染が大きな社会問題となっています。本学でも医学部長の名前で、学生に対して注意喚起がなされています。

わが国では、大麻等違法薬物は、その使用を含め、所持、栽培・製造、販売にいたるまで、法律で厳しく禁止・規制されています。その違法行為は重大な犯罪として罰せられます。

たとえば大麻取締法を読んでみますと、「大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない（第 1 章 総則、第 3 条）」とあります。そして、刑法に則り、罰則は、国内のみならず、国外においても適応されます（第 6 章 罰則）。すなわち、大麻の取り締まりに寛容な国に旅行して、大麻を吸っても、証拠写真でも取られれば、帰国してから日本の罰則規定があたりまわりのことです。海外旅行などで決してはめをはずさないください。医学生や看護学生の方が所持して罰せられたら、医師や看護師になることは出来ません。

大麻に関しては、依存性や禁断症状がニコチンより低いとか、アルコールやタバコより害が少ないという報告もあり、違法薬物の中では、ヘロインやコカインと分けて規制緩和を求めるような意見もあるようです。このことを私は初めて知り、びっくりしました。もちろん有害性は医学的にはきちんと検証しないとイケないことですが、だからと言って、「大麻は大丈夫だ」などと若い人が錯覚してしまうのは大変な間違いです。

医療従事者を目指す医学生、看護学生には、タバコも吸って欲しくありません。喫煙の害も含めて、今一度、有害薬物に関して、責任を持って考え行動して欲しいと思ひます。

（江村正）

教育広報部会

小田康友、池田豊子、市場正良、吉田和代、
江村正、藤田君支、田崎法人

ご意見をお待ちしています (oday@cc.saga-u.ac.jp)

